

○福岡県警察長寿社会総合対策要綱の制定について（通達）

昭和62年2月5日

福岡県警察本部内訓第3号

この度、高齢者の保護及び社会参加を中心とする総合的な長寿社会対策を推進するため、次のとおり福岡県警察長寿社会総合対策要綱を制定し、昭和62年2月5日から施行することとしたので、長寿社会対策の積極的推進に努められたい。

記

第1 実態把握活動及び広報啓発活動の推進等

1 実態把握活動の推進

高齢者の保護及び社会参加に資するため、保護を要する高齢者、高齢者の社会参加等の実態を的確に把握する。

2 広報啓発活動の推進

高齢者の保護及び社会参加に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、広報啓発活動を積極的に推進して、長寿社会対策に関し県民の意識の啓発を図るとともに、その理解と協力が得られるように努める。

3 関係機関、関係団体等との連携の強化

関係機関、関係団体等との連携を強化し、それぞれの地域における総合的かつ計画的な長寿社会対策の推進を図る。

第2 高齢者の保護の推進

1 各種犯罪及び事故の防止活動の推進

(1) 防犯活動等の推進

高齢者に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、高齢者に対する効果的な防犯広報、防犯診断、防犯指導等を積極的に推進する。

(2) 独居老人等に対する保護活動の推進

独居老人、認知症老人等に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、計画的な訪問指導等を積極的に推進する。

(3) 警察安全相談活動の推進

高齢者に係る各種犯罪及び事故の防止に資するため、警察安全相談活動を積極的に推進する。

## 2 各種犯罪の取締り活動の推進

高齢者が被害にかかりやすい各種刑法犯及び生活経済事犯の取締り活動を積極的に推進するとともに、この種犯罪の再発及び被害の拡大の防止を図る。

## 3 交通事故の防止活動の推進

### (1) 交通安全教育活動の推進

高齢者に係る交通事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、それぞれの地域における高齢者の組織化等を促すとともに、高齢者に対する効果的な交通安全広報、交通安全講習、交通安全指導等を積極的に推進する。

### (2) 高齢運転者対策の推進

高齢運転者に係る交通事故の防止に資するため、その運転特性等に関する調査及び分析を行うとともに、高齢運転者に対する効果的な交通安全講習、交通安全指導等を積極的に推進する。

### (3) 交通環境の整備の推進

高齢者に係る交通事故の防止に資するため、関係機関、関係団体等との連携の下に、総合的な交通規制の実施並びに交通安全施設の開発及び整備を積極的に推進する。

## 第3 高齢者の社会参加の促進

### 1 高齢者の関係団体等への参加の促進等

防犯、交通等の関係団体等へ的高齢者の参加の促進等を通じ、高齢者の社会参加意識の高揚を図る。

### 2 高齢者の社会奉仕活動への参加の促進

高齢者が参加しやすい条件を整備した上で、防犯活動、交通安全活動等の地域に密着した社会奉仕活動へ的高齢者の参加の積極的な促進を図る。

## 第4 関係団体、関係業界等の育成及び指導

長寿社会対策の効果的な推進に資するため、関係団体、関係業界等の育成及び指導に努める。